

尾張旭市移住支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、尾張旭市補助金等交付規則（平成9年規則第15号）に定めるもののほか、市が交付する愛知県移住支援事業・マッチング支援事業・地方就職学生支援事業実施要領（以下「県実施要領」という。）に基づく尾張旭市移住支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付目的)

第2条 この補助金は、次条に規定する事業に助成を行うことにより、愛知県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び尾張旭市総合戦略に基づき、市内への移住・定住の促進及び市内中小企業等における人手不足の解消に資することを目的とする。

(補助対象事業)

第3条 この補助金の補助対象事業の名称及び概要は、次の表に定めるとおりとする。

名称	補助対象事業の概要
移住支援事業	東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。）から尾張旭市へ移住して就業又は起業しようとする者が転居・就業又は起業・定着に至った場合に、愛知県と共同して移住支援金を交付する事業

(交付対象者)

第4条 この補助金の交付対象者は、県実施要領第5の1(1)に規定する要件を満たす者とする。

(補助対象経費)

第5条 この補助金の補助対象経費は、第3条に規定する事業に要する経費とする。

(補助金の額)

第6条 この補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額とする。

- (1) 第4条の交付対象者が属する世帯の世帯員が2人以上の場合 100万円
- (2) 前号に掲げる場合以外の場合 60万円

(交付申請)

第7条 この補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、

尾張旭市移住支援事業補助金交付申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて、転入後1年以内に市長に提出しなければならない。

- (1) 本人確認書類
- (2) 第4条に規定する要件を満たすことを証する書類
- (3) 就業先の就業証明書（移住就業者に限る。県実施要領様式2-1）

2 申請者は、次の表の要件を満たす者とする。

移住就業者	県実施要領第5の1(2)①(ア)に規定する要件
移住起業者	県実施要領第5の1(2)①(ウ)に規定する要件

（交付の決定）

第8条 市長は、前条の申請を受理したときは、第4条の要件を満たしているか否かを審査し、補助金の交付又は不交付の決定を行うとともに、決定した内容を尾張旭市移住支援事業補助金交付決定通知書（第2号様式。以下「交付決定通知書」という。）又は尾張旭市移住支援事業補助金不交付決定通知書（第3号様式）により当該申請者に通知するものとする。

（交付請求）

第9条 前条の交付決定通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、速やかに尾張旭市移住支援事業補助金交付請求書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

（申請の撤回）

第10条 申請者は、申請書が受理された後に申請を撤回するときは、遅滞なく、尾張旭市移住支援事業補助金交付申請撤回届出書（第5号様式）を提出しなければならない。

（交付決定通知書の再交付）

第11条 交付決定者は、補助金の交付決定を受けた後、紛失等の理由により交付決定通知書の再交付を必要とするときは、尾張旭市移住支援事業補助金交付決定通知書再交付申請書（第6号様式）を市長に提出しなければならない。

（再交付の決定）

第12条 市長は、前条の申請を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに尾張旭市移住支援事業補助金交付決定通知書（再交付）（第7号様式）により当該申請者に通知する。

（住居等の変更に係る届出）

第13条 交付決定者は、補助金を申請した日から起算して1年、3年及び5

年を経過した各時点において、申請書の記載内容に係る変更の有無を、速やかに尾張旭市移住支援事業補助金住居・勤務地等変更届出書（第8号様式。以下「変更届出書」という。）により市長に届け出るものとする。

- 2 交付決定者は、申請書の記載内容の変更が生じたとき又は変更となることが分かったときは、前項の届出時期に関わらず、遅滞なく、変更届出書を市長に届け出るものとする。

（補助金の返還）

- 第14条 市長は、交付決定者が次の表の区分に応じて掲げる要件のいずれかに該当する場合、当該交付決定者に補助金の全額又は半額の返還を請求することができるものとする。

全額の返還	虚偽の申請その他の不正な行為等により補助金の交付決定を受けたことが明らかになった場合
	補助金の申請日から3年未満に市外へ転出した場合
	補助金の申請日から1年以内に補助金の要件を満たす職を辞した場合
	交付決定者の勤務地（就業場所）が、補助金の申請日から1年以内に市外へ変更となった場合
	創業支援事業における「起業支援金」の交付決定を取り消された場合
半額の返還	補助金の申請日から3年以上5年以内に市外へ転出した場合

- 2 市長は、補助金の返還を請求する場合は、尾張旭市移住支援事業補助金返還通知書（第9号様式）により当該交付決定者に通知するものとする。

（補助金の返還免除）

- 第15条 交付決定者は、前条に規定する返還要件に該当するに至った原因が、就業先法人等の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情によるものであるときは、尾張旭市移住支援事業補助金返還免除申請書（第10号様式）及び返還免除理由を証する書類により返還の免除を申請できるものとし、第13条に規定する変更届出書と併せて市長に申請書等を提出しなければならない。

- 2 市長は、交付決定者から返還の免除申請があったときは、返還要件に該当するに至った原因が、就業先法人等の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情によるものであると認められる場合、愛知県の同意を得た上で、補助金の返還を免除できるものとする。

- 3 市長は、第1項の申請を受理したときは、前項による愛知県の同意後、返

還免除の可否に係る決定内容を尾張旭市移住支援事業補助金返還免除承認通知書（第11号様式）又は尾張旭市移住支援事業補助金返還免除不承認通知書（第12号様式）により当該申請者に通知するものとする。

（委任）

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和元年11月7日から施行し、令和元年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和6年4月11日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の尾張旭市移住支援事業補助金交付要綱の規定は、令和6年4月1日以後の転入者について適用し、同日前の転入者については、なお従前の例による。

第1号様式（第7条関係）

年 月 日

尾張旭市長 殿

尾張旭市移住支援事業補助金交付申請書

尾張旭市移住支援事業補助金交付要綱に基づき、補助金の交付を申請します。

1 申請者

フリガナ		生年月日	
氏名		年 月 日	
住所	〒	電話番号	
メールアドレス (任意)			

2 補助金の内容（該当する欄に○を付けてください。）

申請の区分	単身 ・ 世帯	世帯の場合は移住した家族の人数（1の申請者は含まない）	人
転入日	年 月 日	転入日時点の満年齢	歳
補助金の種類	就業（一般）・ 就業（専門）・起業	就業の場合は申請対象となる求人管理番号	

3-1 就業先の法人等、勤務地（就業場所）の内容（上記2で補助金の種類が「就業」に該当する場合のみ記入してください。）

就業先の法人等名	
勤務地の住所	

3-2 起業の内容（上記2で補助金の種類が「起業」に該当する場合のみ記入してください。）

起業形態 (いずれかに○)	法人 ・ 個人事業
法人名又は屋号	
所在地	

4 各種確認事項（該当する欄に○を付けてください。）

別紙1「尾張旭市移住支援事業補助金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について	A 誓約する。 B 誓約しない。
別紙2「尾張旭市移住支援事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について	A 同意する。 B 同意しない。
今回の移住に関して、国又は県からの他の助成金について	A 受給していない。（受給する予定はない。） B 受給している。（受給する予定がある。）
申請日から5年以上継続して、就業・起業し、かつ、尾張旭市に居住する意思について	A 意思がある。 B 意思がない。
勤務地が、居住する尾張旭市に所在していること	A 所在している。 B 所在していない。
（就業（一般）の場合のみ記載） 転入日時点の満年齢について	A 50歳以下 B 51歳以上
（就業（一般）の場合のみ記載） 就業先の法人等の代表者又は取締役などの経営を担う者との関係	A 3親等以内の親族に該当しない。 B 3親等以内の親族に該当する。

※ Bに○を付けた場合は、補助金の交付対象となりません。

5 転出元での住所

※ 住民票を移す直近1年以上かつ通算5年以上、東京23区又は東京圏に在住していたことがわかる住所を最終の住所から順に記載してください。

期間	住所

6 転出元での状況（該当する欄に○を付けてください。）

住民票を移す直近1年以上かつ通算5年以上	A 東京23区に在住 B 東京23区に通勤・通学 C 東京23区に在住及び通勤・通学
----------------------	--

7 東京23区への在勤・在学履歴（上記6で転出元での状況がB又はCに該当する場合のみ記入してください。）

※1 住民票を移す直近1年以上かつ通算5年以上の在勤履歴を記載し、それぞれの勤務先が発行する退職証明書（別紙3）を添付してください。

※2 東京23区への在勤後、移住前に東京23区以外での在勤履歴があれば記入してください。ただし、当該東京23区外の在勤履歴がある場合は補助金の交付対象となりません。

※3 通学期間を合算する場合は、東京23区内の大学等へ通学していた期間を記載し、通学期間及び通学していた大学等の所在地が分かる書類を添付してください。

期間	就業先（又は通学先）	就業地（又は通学地）

8 アンケート（該当する欄に○を付けてください。起業の場合はアのみご回答ください。）

ア 補助金が移住の後押しになりましたか	後押しになった ・ 後押しにならなかった
イ 補助金が対象企業を選んだ後押しになりましたか	後押しになった ・ 後押しにならなかった
ウ 求人情報について、どちらから情報を得ましたか	A あいちU I J ターン支援センターホームページ B バイトルNEXT、スタンバイのいずれか C A 及び B 以外の W e b サイト〔サイト名： 〕 D ハローワーク E D以外の職業紹介所 F その他求人情報誌等〔媒体名： 〕

尾張旭市移住支援事業補助金の交付申請に関する誓約事項

※ 確認した誓約事項のチェック欄にレ点を付けてください。

誓約事項	チェック欄
1 尾張旭市移住支援事業に関する報告及び立入調査について、愛知県及び尾張旭市から求められた場合には、それに応じます。	□
2 以下の場合には、尾張旭市移住支援事業補助金交付要綱に基づき、補助金の全額又は半額を返還します。	□
(1) 虚偽の申請その他の不正な行為等により補助金の交付決定を受けたことが明らかになった場合：全額	□
(2) 補助金の申請日から3年未満に尾張旭市から転出した場合：全額	□
(3) 補助金の申請日から1年以内に補助金の要件を満たす職を辞した場合：全額	□
(4) 補助金の申請日から1年以内に勤務地が尾張旭市以外へ変更となった場合：全額	□
(5) あいちスタートアップ創業支援事業費補助金交付要綱に基づく「起業支援金」の交付決定を取り消された場合：全額	□
(6) 補助金の申請日から3年以上5年以内に尾張旭市から転出した場合：半額	□

上記の事項について、これを遵守することを誓約します。

年 月 日

署名欄：_____

尾張旭市移住支援事業に係る個人情報の取扱い

愛知県及び尾張旭市は、尾張旭市移住支援事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、愛知県及び尾張旭市は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県及び他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。

年 月 日

退職証明書

殿

所在地

事業主氏名又は名称

代表者

以下の事由により、あなたが当社を退職したことを証明します。

1 雇用期間（西暦）

年 月 日 から 年 月 日 まで

〔内訳〕※ 行が不足する場合は適宜追加してください。

雇用期間 ※日付の新しいものから記載 (うち雇用保険の被保険者であった期間)	勤務地の住所 ※市区町村名
年 月 日 ～ 年 月 日 (年 月 日 ～ 年 月 日)	
年 月 日 ～ 年 月 日 (年 月 日 ～ 年 月 日)	
年 月 日 ～ 年 月 日 (年 月 日 ～ 年 月 日)	

※ 移住支援事業補助金の交付申請のみに使用する場合は、2以下の証明は不要です。

2 業務の種類

3 その業務における地位

4 賃金

5 退職の事由

第 号
年 月 日

様

尾張旭市長 印

尾張旭市移住支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金については、尾張旭市移住支援事業補助金交付要綱の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定します。

記

1 補助金等交付決定額 円

2 補助金交付条件

- (1) 申請時に申告・誓約した事項を遵守すること。
- (2) 申請日から1年以内に離職したとき、勤務地が変更になったとき、及び5年以内に転居したときは、速やかに届け出ること。
- (3) 尾張旭市は、尾張旭市移住支援事業補助金交付要綱の規定に基づき、申請者が補助金を受領後、以下のいずれかに該当する場合には、交付した額の全額又は半額の返還を請求します。
 - ア 申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - イ 申請日から3年未満に尾張旭市から転出した場合：全額
 - ウ 申請日から1年以内に補助金の要件を満たす職を辞した場合：全額
 - エ 申請日から1年以内に勤務地が尾張旭市以外へ変更となった場合：全額
 - オ あいちスタートアップ創業支援事業費補助金交付要綱に基づく「起業支援金」の交付決定を取り消された場合：全額
 - カ 申請日から3年以上5年以内に尾張旭市から転出した場合：半額
- (4) 愛知県及び尾張旭市は、県実施要領及び尾張旭市移住支援事業補助金交付要綱の規定に基づき、当該事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要な事項の報告を求め、及び関係する場所に立入調査を行います。報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定

し、上記(3)及び(4)に定める返還請求等を行う場合があります。

(5) フラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用

ア この通知書はフラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は金利引下げの適用を受けられない場合があります。

イ 補助金の返還を請求された場合はフラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受けられない場合があります。

ウ 補助金を受領した方に対するフラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げ制度の適用を受けるためには、交付決定日から5年以内に取扱金融機関への申込みが必要となります。

(6) 株式会社日本政策金融公庫の創業者向け融資制度における特別利率の適用

ア この通知書は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は特別利率の適用を受けられない場合があります。

イ 補助金の返還を請求された場合は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受けられない場合があります。

第3号様式（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

尾張旭市長 印

尾張旭市移住支援事業補助金不交付決定通知書

尾張旭市移住支援事業補助金交付要綱の規定に基づき、以下のとおり補助金を交付しないことを決定しましたのでお知らせいたします。

交付しない理由

第4号様式（第9条関係）

年 月 日

尾張旭市長 殿

（請求者） 住所
氏名

尾張旭市移住支援事業補助金請求書

年 月 日付で交付決定のあった補助金については、下記のとおり支払を請求します。

記

1 請求額 金 円

2 振込先

金融機関名	銀行 信用金庫 農協	店	預金種目	普通 当座
口座番号		フリガナ		
		口座名義人		

3 添付書類

補助金交付決定通知書の写し

第5号様式（第10条関係）

年 月 日

尾張旭市長 殿

住 所

氏 名

尾張旭市移住支援事業補助金交付申請撤回届出書

年 月 日付けの申請書により申請を行った補助金については、
交付の申請を撤回することにしたので、尾張旭市移住支援事業補助金交付要綱
の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

交付申請を撤回する理由

第6号様式（第12条関係）

年 月 日

尾張旭市長 殿

住 所

氏 名

生年月日（西暦）

年 月 日

尾張旭市移住支援事業補助金交付決定通知書再交付申請書

尾張旭市移住支援事業補助金交付要綱の規定に基づき、補助金の交付決定通知書を再交付してほしいので、申請します。

記

再交付理由 (いずれかに○を付すこと。)	毀損・亡失・その他 ()
-------------------------	---------------

第 号
年 月 日

様

尾張旭市長 印

尾張旭市移住支援事業補助金交付決定通知書（再交付）

年 月 日付けで申請のあった補助金については、尾張旭市移住支援事業補助金交付要綱の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定します。

記

1 補助金等交付決定額 円

2 補助金交付条件

- (1) 申請時に申告・誓約した事項を遵守すること。
- (2) 申請日から1年以内に離職したとき、勤務地が変更になったとき、及び5年以内に転居したときは、速やかに届け出ること。
- (3) 尾張旭市は、尾張旭市移住支援事業補助金交付要綱の規定に基づき、申請者が補助金を受領後、以下のいずれかに該当する場合には、交付した額の全額又は半額の返還を請求します。
 - ア 申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - イ 申請日から3年未満に尾張旭市から転出した場合：全額
 - ウ 申請日から1年以内に補助金の要件を満たす職を辞した場合：全額
 - エ 申請日から1年以内に勤務地が尾張旭市以外へ変更となった場合：全額
 - オ あいちスタートアップ創業支援事業費補助金交付要綱に基づく「起業支援金」の交付決定を取り消された場合：全額
 - カ 申請日から3年以上5年以内に尾張旭市から転出した場合：半額
- (4) 愛知県及び尾張旭市は、県実施要領及び尾張旭市移住支援事業補助金交付要綱の規定に基づき、当該事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要な事項の報告を求め、及び関係する場所に立入調査を行います。報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定

し、上記(3)及び(4)に定める返還請求等を行う場合があります。

(5) フラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用

ア この通知書はフラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は金利引下げの適用を受けられない場合があります。

イ 補助金の返還を請求された場合はフラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受けられない場合があります。

ウ 補助金を受領した方に対するフラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げ制度の適用を受けるためには、交付決定日から5年以内に取扱金融機関への申込みが必要となります。

(6) 株式会社日本政策金融公庫の創業者向け融資制度における特別利率の適用

ア この通知書は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は特別利率の適用を受けられない場合があります。

イ 補助金の返還を請求された場合は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受けられない場合があります。

年 月 日

尾張旭市長 殿

住 所
氏 名

尾張旭市移住支援事業補助金住居・勤務地等変更届出書

尾張旭市移住支援事業補助金交付要綱の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1 届出理由（該当する理由を○で囲む）

定期報告※・転居・離職・転勤・会社名等の変更・その他（ ）

※定期報告は、次の時点経過後、速やかに提出すること。		
第1回提出：	移住支援金を申請した日から起算して1年経過時点	
第2回提出：	”	3年経過時点
第3回提出：	”	5年経過時点

2 届出内容（変更の有無を○で囲む）

変更なし・変更あり※ ※変更ありの場合は下表の該当欄を記入すること

		変更（予定）日	氏名 （勤務先名）	住所	電話番号
交付決定者	変更前	年 月 日			
	変更後				
勤務先	変更前	年 月 日			
	変更後				

3 添付書類（変更予定による届出の場合：届出時の添付は不要とし、後日、届出理由の事実発生後に改めて提出すること。）

住民票（世帯全員）の写し（転居）、雇用保険離職票又は受給資格喪失届（離職）、辞令（転勤）、その他届出内容が確認できる書類

第9号様式（第14条関係）

第 号
年 月 日

様

尾張旭市長 印

尾張旭市移住支援事業補助金返還通知書

尾張旭市移住支援事業補助金交付要綱の規定に基づき、下記のとおり補助金を返還してください。

記

既交付額	金 円
返還額	金 円
返還理由	

年 月 日

尾張旭市長 殿

住 所

氏 名

尾張旭市移住支援事業補助金返還免除申請書

尾張旭市移住支援事業補助金交付要綱の規定に基づき、下記のとおり返還免除を申請します。

記

返還要件 (該当項目にレ点)	<input type="checkbox"/> 補助金交付要綱第14条【全額の返還】 <input type="checkbox"/> 補助金交付要綱第14条【半額の返還】
返還免除申請額	金 円
返還免除を申請する理由 (該当項目にレ点)	<input type="checkbox"/> 就業先法人等の倒産等の事業主都合による離職 <input type="checkbox"/> 天災地変による転居・離職 <input type="checkbox"/> 病気による転居・離職 <input type="checkbox"/> その他（以下に具体的な理由を記入）

※ 申請に当たっての留意事項

- (1) 補助金を受給した市町村へ申請すること。
- (2) 免除理由を証明できる書類を添付すること。

第 1 1 号様式（第 1 5 条関係）

第 号
年 月 日

様

尾張旭市長 印

尾張旭市移住支援事業補助金返還免除承認通知書

尾張旭市移住支援事業補助金要綱の規定に基づき、下記のとおり補助金の返還を免除することを決定しました。

記

返還請求額	金	円
返還免除額	金	円

第12号様式（第15条関係）

第 号
年 月 日

様

尾張旭市長 印

尾張旭市移住支援事業補助金返還免除不承認通知書

尾張旭市移住支援事業補助金要綱第15条の規定に該当しないことから、補助金の返還免除申請を承認しないこととしましたのでお知らせいたします。

記

不承認とする理由